



公益財団法人
静岡県グリーンバンク

S G B 第 F F 2 2 号

令和 3 年 2 月 2 2 日

各市町緑化推進協議会会長 様
日本ボーイスカウト静岡連盟 様

公益財団法人静岡県グリーンバンク

理事長 中山 正邦



令和3年「緑の募金活動」について

日頃から、緑の募金の普及・啓発、緑の募金事業の円滑な実施に御尽力いただき感謝申し上げます。令和元年の緑の募金は、72,420 千円（対前年比 95.8%）を確保することができました。皆様方の御協力に深く感謝申し上げます。

令和3年「緑の募金活動」は、令和3年2月12日に緑の募金法に基づき別紙「緑の募金計画の公告」のとおり公告しました。ついては、目標額達成に向け、緑の募金運動実施要領（以下「実施要領」と言う。）に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、家庭、企業、職場、学校等における緑の募金活動をお願い申し上げます。

記

- 1 募金活動期間 : 春期 令和3年3月15日～ 5月31日
秋期 令和3年9月 1日～10月31日
- 2 募金の目標額 : 75,000,000円（全県、年間）
- 3 留意事項 : 実施要領Ⅱ8の春期募金のグリーンバンクへの納入期限、実施要領Ⅲ1（2）の緑の募金事業認定申請書の提出期限は、必要な期限に延長して差し支えない。
- 4 添付資料
 - ・緑の募金計画の公告、実施要領、令和3年用緑の募金資材配布一覧
 - ・（公社）国土緑化推進機構からの通知
 - 「令和3年緑の募金運動の実施について」、別紙「令和3年緑の募金運動実施方針」及び「募金活動を実施する場合の留意事項」
 - ・令和2年緑の募金実績（都道府県別、静岡県市町等別）

担当：長谷川、岡本、永沼、高島

TEL：054-273-6987

FAX：054-255-6495

緑の募金計画の公告

令和3年2月12日

公益財団法人静岡県グリーンバンク

「緑の募金」運動を通じて、森林・緑の重要性に対する理解を深め、県民参加の森林づくりを推進するため、令和3年度の緑の募金計画を次のとおり定めたので「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」第19条の規定に基づき公告します。

1. 募金の目標額 75,000千円

2. 緑の募金による寄附金の使途別予定額（単位：千円）

事業区分	金 額	摘 要
森林の整備	14,960	ボランティアによる森林整備の推進 学校林の活用推進等
緑化の推進	42,790	緑化の普及、緑の少年団の育成、 緑化関係コンクール等
募金資材購入費	6,000	緑の羽根、募金箱、チラシ等
募金活動推進費	2,000	運営協議会開催、募金運動の広報、 募金だより作成等
交 付 金	1,750	(公社)国土緑化推進機構交付金
そ の 他	7,500	推進事務費等
計	75,000	

2021/3/13理事会用

令和3年度緑の募金地区配布一覧表

No.	地区	R2. 10. 31		令和2年度配布		令和3年度配布		ポケット ティッシュ	ちらし	募金箱	たすき	花の種	ボス ター B2	ボス ター B3
		団数	登録人数	44,000本	50円/本	21,000本	50円/本							
1	伊東	4	109	1,000	50,000	800	40,000	50	10	1	1	50	1	1
2	三島	6	447	4,150	207,500	1,600	80,000	150	40	2	2	150	4	4
3	沼駿	9	283	3,050	152,500	1,800	90,000	200	40	2	2	200	5	5
4	御殿場・小山	6	106	1,350	67,500	1,000	50,000	50	10	1	1	50	1	1
5	富士	9	457	5,050	252,500	1,800	90,000	200	40	2	2	200	5	5
6	富士宮	4	211	2,300	115,000	1,000	50,000	50	20	1	1	50	2	2
7	清水	6	143	1,600	80,000	1,200	60,000	100	20	1	1	100	2	2
8	静岡	7	357	3,650	182,500	1,400	70,000	100	40	1	1	100	3	3
9	志太	7	307	3,550	177,500	1,400	70,000	100	40	1	1	100	3	3
10	島田	9	338	3,400	170,000	1,800	90,000	200	40	2	2	200	5	5
11	掛川・袋井	3	102	1,000	50,000	400	20,000	50	10	1	1	50	1	1
12	磐田	7	287	3,100	155,000	1,600	80,000	150	40	2	2	150	3	3
13	浜松	7	430	4,850	242,500	1,600	80,000	150	40	2	2	150	5	5
14	浜松東	8	513	5,950	297,500	1,600	80,000	200	50	2	2	200	5	5
	小計	92	4,090	44,000	2,200,000	19,000	950,000	1750	440	21	21	1750	45	45

募金活動を実施する場合の注意事項
(新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて)

令和2年12月17日
国土緑化推進機構

はじめに

国土緑化推進機構は、関係する指針等を参考に、今後機構が募金活動を実施するにあたって注意すべき事項をとりまとめました。

なお、実際の募金活動の実施は、活動地域における新型コロナウイルス感染防止対策に基づく諸規制等を遵守することが前提となります。

また、機構が実施しない「家庭募金」についても、参考として記載しましたが、実際に募金活動を実施する場合には、地域の感染状況を踏まえた上で、これまでの活動の形態等も十分考慮することが重要となります。

1 共通事項

(1) 健康の管理

- ① 主催者職員やボランティア等は、以下のいずれかに該当する場合には、募金活動に参加しません。
 - ・ 発熱などの症状がある
 - ・ 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
 - ・ 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある
- ② 体温の測定と記録は参加者にお願いをしますが、活動の際の事前の検温も徹底できるよう、感染症対策に配慮し、非接触型の体温測定器などを準備します。
- ③ 高齢者や基礎疾患を有する方等の重症化リスクが高いと思われる方の活動には十分配慮します。

(2) 手洗い・消毒及びマスク着用の徹底

- ① 募金活動中は、その前後も含め、参加者は手洗いと手指の消毒を徹底します。募金の集計に当たっても、前後の手洗いと手指の消毒を徹底します。
- ② そのため、水道などにより手洗い水を確保し、せっけん、アルコール消毒液、ペーパータオル等を準備して適切に配置します。
- ③ 募金活動中は、参加者はマスクの着用を徹底します。

(3) 「社会的距離」の確保

- ① 参加者や募金者が、2メートル（互いの手を伸ばしたら届く距離）を目安とした適切な距離を確保できる配置や動線とします。

(4) 資材の消毒

- ① 募金箱等の資材は募金活動中も定期的に消毒し、活動終了時にも消毒します。

2 分野別事項

(1) 街頭募金

- ① 募金者の皆様や活動参加者が密集することなく、「社会的距離」が確保できるような場所で募金活動を実施します。
- ② 対面状態で大きな声を発することは避けます。そのため、フェイスシールド、拡声器・再生装置等を使用して呼びかけます。
- ③ パネルや印刷物（手渡ししない）を利用して、視覚からも募金を呼びかけます。
- ④ 募金は募金箱により行い接触を避けます。可能であれば、スマホ決済などの非接触型手法を活用します。
- ⑤ 緑の羽根を配布する場合は手渡しを避け、羽根を間引いて用意するなど、複数の募金者の手が相互に接触しないようにします。

(2) (参考) 家庭募金

- ① 訪問により募金活動を行う場合は適宜、訪問者に手指の消毒をするようお願いします。
- ② 可能であれば、屋内に入らず玄関先等で募金活動を行います。屋内に入る場合は、可能な限り短時間とします。
- ③ 寄附金は封筒でいただく、領収書等も封筒で郵便受けにお渡しするなど、できるだけ接触は避けます。
- ④ 可能であれば、スマホ決済などの非接触型手法を活用します。

3 その他

- ① 募金活動の実施に当たっては、上記のような注意事項に適切に対応して活動を行っていることを、活動参加者が事前に十分理解するとともに、広報や活動場所での掲示などで、募金者の皆様にお知らせします。
- ② 本注意事項については、新たな知見により関連する指針等が見直された場合など、内容が修正・追加されることがあります。

[参考資料]

- ・ 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症について（農林水産省HP）
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html
- ・ 募金活動実施にあたっての衛生配慮に係るガイドラインについて（中央共同募金会HP）
<https://www.akaihane.or.jp/news/bokin/14762/>

別紙

令和3年緑の募金運動実施方針

これまでの国土緑化運動の成果を広く伝えるとともに、健全な森林を将来に引き継いでいくためには、植える、育てる、利用する、また植えるという森林づくりの循環を取り戻す必要があることや、国の内外で取組みが進められているSDGs（持続可能な開発目標）の達成には、森林の整備や緑化の推進が貢献することなど、我が国を取り巻く情勢について分かりやすく伝え、森林づくりや緑化への理解・関心を高めるよう努める。

また、「緑の募金」の名称は一定程度認知されているものの、活動に対する認知度は十分でないことを前提に、普及啓発・広報等の取組みを一層強化し、緑の募金運動を推進する。

これらの取組に当たっては、国土緑化推進機構と全国の緑化推進委員会が連携して、現状について認識を共有しつつ、運動の前進を図ることとする。

1. 普及啓発行事の実施

「緑の募金で進めようSDGs」を統一スローガンとして、「森林を守る 森林を活かす」のポスター・キャッチコピーも活用し、「緑の募金キャンペーン2021」等、各種の普及啓発行事を「みどりの月間」（4月15日～5月14日）を中心に実施する。

行事の実施に当たっては、関係する政府等のガイドラインなどに基づき、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する。

2. 積極的な広報活動の実施

（1）地域住民に効果的な広報を行うため、

- ① テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ホームページなど各種媒体の活用を図る。特に、都道府県広報、市町村広報、企業団体等機関広報、企業の協賛広告等との連携を図る。
- ② 新聞、放送局等マスコミと連携し、積極的に募金情報を発信することとし、ラジオCMの全国放送を実施する。
- ③ 地域の実態に応じて共通VTRを使用した地方放送局でのTVCMを実施する。

（2）東日本大震災等の自然災害による被災地支援の進捗状況等についてホームページの充実を図り情報発信する。

- (3) 地域における森林ボランティア活動や優良募金事例など話題性のある募金情報を編集した情報誌（紙）を発行し、市町村緑化推進組織、募金協力者、森林ボランティア団体等に配布する。
- (4) 主要な国道の「道の駅」等のネットワークを活用して、募金箱の設置等を通じ、国民参加の森林づくりへの協力を呼びかける。

3. 普及啓発共通資材等の活用

緑の募金の社会的役割等を紹介し、全国的に募金に対する協力気運を醸成するため、ポスター、リーフレット、その他普及啓発資材を活用する。

また、地域の話題性のある資材を開発し、地域住民の関心を高め、求心力を確保する。

4. 推進体制等の整備

- (1) 合併市町等における家庭募金の推進組織を整備するとともに、商工会、婦人会、校長会、PTA、森林ボランティア団体等に呼びかけ、緑の募金支援団体の拡大や緑の協力員の増員に努める。
- (2) 全国的な組織をもつ農協・漁協系統、農業委員会、青年会議所、信用金庫、コンビニ等との運動の連携を図る。

5. 募金活動の展開

- (1) 募金期間及び全国一斉強調月間の設定

① 募金期間

国民の緑化気運の高揚に合わせた効果的な募金活動を実施するため、募金期間を春期1月15日～5月31日、秋期9月1日～10月31日の間において各都道府県緑化推進委員会が設定する。

② 緑の募金全国一斉強調月間

国民の緑への関心の高まりを募金運動への参加に結びつけるため、「みどりの月間」（4月15日～5月14日）の期間を、「緑の募金全国一斉強調月間」として設定する。

- (2) 募金活動の強化

① 訴求力のある募金活動

「地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林の荒廃防止、子どもの体験学習、東日本大震災等の被災地復興支援、SDGs達成への貢献」をキーワードとして、

企業、職場、学校、イベント、店舗その他の分野できめ細かな要請を行う。

また、様々な機会に、緑の募金は、森林の荒廃防止とともに、東日本大震災等の自然災害の被災地支援や SDGs 達成への貢献などに効果的に活用されていることを PR する。

② 重点方策の推進

ア 募金箱の設置拡大

全国どこでも、誰でも募金できるよう、事務所、店舗、公共施設等に募金箱設置を要請する。

イ 使途限定募金の実施

全国的又は地域的課題について事業のニーズを開拓し、着実に実施するため、使途を限定した募金を要請する。また、引き続き中央募金として東日本大震災等の地震被災地支援、令和 2 年 7 月豪雨等の豪雨等被災地支援及び SDGs 達成への貢献に充てる使途限定募金（実施予定）への協力を要請する。

ウ 大口募金企画の提案

企業の CSR（社会的責任）や SDGs への意識の高まりに対応し、ノウハウを活かした募金事業（企業の森づくり、協賛事業）の企画を企業等に提案する。

エ 募金方法の多様化

多様な募金機会を提供するため、寄付金付き等の協賛商品などによる協賛募金、物品寄附、ポイントによる寄付等を推進するとともに、スマホ決済の活用を進める。

オ 家庭募金、職場募金、学校募金の拡大

地方募金の太宗を占めている家庭募金、学校募金等については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、地域の実情に応じて拡大を図る取組を強化する。

カ 新型コロナウイルス感染症対策

募金活動の実施に当たっては、関係する政府等のガイドラインなどに基づき、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する。

キ 「緑の募金」成果情報の提供

緑の募金の使途及び成果（募金による森林の整備面積や SDGs への貢献等）の情報を積極的に提供する。

ク 募金協力者等の顕彰

緑の募金への協力者（個人、団体）に対し、「緑の募金」顕彰要綱に基づき顕彰を行う。

6. 効果的な募金事業の実施

- (1) 「緑の募金」の支援によるボランティア団体等の諸活動は、募金活動の社会的意義やその効果を国民に示す上で極めて重要である。このため特に、当該事業が緑の募金を活用して実施していることを、事業解説板、標柱、参加者募集チラシ等に表示することにより周知するとともに、HP や Facebook 等の SNS で実施状況などの情報を発信するよう要請する。
- (2) 募金事業の実施に当たっては、地域における森林ボランティア活動の拡大及び活動内容の多様化に資する観点から、先駆性、モデル性のあるものを中心に実施する。また、寄付金の効率的な使用及びSDGs 達成への効果的な貢献を図る。
- (3) 森林ボランティア活動の社会性の向上とプロジェクトの高度化に資するため、事業等を通じて人材の育成に努める。